Title	沿岸域管理入門:日本の沿岸域利用と保全の新秩序を求めて. 5, 沿岸域管理の具体的内容
Author(s)	敷田, 麻実
Citation	環境と正義, 44, 14-15
Issue Date	2001-09-25
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/34888
Туре	article
File Information	1146.pdf



沿岸域管理入門



その五・沿岸域管理の具体的内容

敷田 麻実 (金沢工業大学環境システム工学科助教授)

ものでないことは、第二回で述べたと ある。それが、残念ながら満足できる 問題は、そこから生み出された結果で も、管理の制度やルールはある。しかし や必要性について解説した。だからと か」では、沿岸域管理の概念とその目的 おりである。 されていないのではない。曲がりなりに いって、今の日本の沿岸域が全く管理 回 の「その四・沿岸域管理とは何

ど、より具体的に解説したい。 どのように組み立てれば良いのかな めるのか、それに必要な法律や制度は そこで今回は、管理はどのように進

対立からバランスのモデルへ

のためのルールづくり(沿岸域管理)を をベースとした持続可能な沿岸域利用 のシリーズでは、環境保全や資源保護 進めるのか、その内容が重要である。こ が、実際にはどのような沿岸域管理を 性を声高に強調することはたやすい 沿岸域管理の基本的仕組みと必要

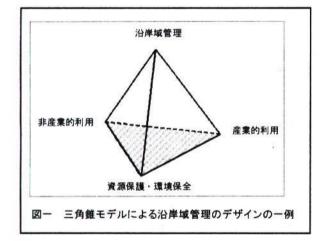
> 切だろう。 り示して、それに同意を得ることが大 沿岸域管理のモデルを関係者にはつき らうことが必要である。そのためには、 域の利用者や関係者全体に理解しても 主張しているが、この基本ルールを沿岸

業的利用か非産業的利用(レクリエー ②特定少数と不特定多数、③地域 え、環境保全や資源保護を念頭に、対立 ションなど)かという「二項対立」を超 図一である。これは、開発か保護か、産 と地域外住民)で作図できる。 視点(①産業的利用と非産業的 たように、この底面の三角形は三つの する人間側の利用のバランスもとる新 しい枠組みである。また第三回で示し 前回述べた著者が提案するモデルが 利用、

る。 環境や資源の持続可能な利用につなが という選択は、一見もっともらしいが、 が問題で、そうさせないための工夫が、 実は二項対立に追い込まれる状況こそ 実際の社会はそれほど単純ではない。 どちらかを取るために他方を捨てる

> 三角形の形(環境や資源の要素を加え、 新たなバランスを考える。 対立ではなく、環境や資源も考慮した 域の条件によってさまざまな三角形の によって決められる。もちろんその地 は、三角形の頂点にある「沿岸域管理 デザインが生まれるが、いずれも二項 一項対立から三角形の関係になった そして、図に示した三角錐の底面

ましい。 はなく、利用者も含めたすべての関係 られたり、何となく決まってゆくので のか。それは特定の管理者によって決め 者が「自律的」にデザインすることが望 なら、その沿岸域管理は誰が決定する 、錐の底面の三角形をデザインするの さて「沿岸域管理」が頂点となり、三



ユニバーサルルールの必要性

れ、一方的に不利が生ずる場合が多い。 管理体系ごとにそれぞれ別の目標や方 別に管理者が異なる分割管理であり、 きわめてユニバーサルなルールである。 ことである。それは沿岸域の利用者全 区域が変わると異なる基準で判断さ 針を持っている。そのため管理者や管理 体が理解し、また共有が可能なルール、 合意できる全体の目的や方針を決める ところが、日本の沿岸域管理は、省庁 まず第一段階で必要なのは、 大枠で

漁業のルールに従うしかない。現在各地 やルールで争ったり解決しようとする 域利用の競合は、いずれも漁業の制度 で起こっている漁業とそれ以外の沿岸 い沿岸域の利用に特化するか、または つまり他の利用者は漁業への影響がな 関係者にしか理解できないことが多い。 ルはユニバーサルなものではなく、漁業 では大きいが、漁業が主張しているルー ことに対する不満から生じている。 例えば、漁業の存在は日本の沿岸域

ルや制度を共有したうえで優先度を決 める手法は、沿岸域利用者全体にとっ ろう。このように、いったん基盤的ルー 用の優先順位を決めるのがフェアであ て公平であり、明快な解決を生み出す 社会的必要性や環境配慮を考慮し、 をユニバーサルなものにする必要が出 てくる。そのうえで、それぞれの利用 そこで沿岸域に関するルールや制 利 0)

礎となるだろう。

P

それは、とりもなおさず私たちの社会 誰にでも適用可能なものにする必要が が沿岸域をどう扱うかという哲学、わ できる財産のような存在となる。また 岸域の利用者コミュニティにとって共有 態を生み出すものではない。むしろ、沿 どころであり、決して「管理」される状 沿岸域の利用者にとっての判断のより 例を生み出すことが次の段階である。 ある。このように基本ルールから沿岸域 に適用できる具体的な制度や法律・条 かりやすく言えば基本ルールを作成す したルールを「沿岸域管理法」や国家レ 、ルの「沿岸域管理計画」で明文化し、 またそれは、沿岸域に関わる関係者、 ・分対応できるとする主張もある。し そしてそれを具体化するには、 もっともこの点に関しては、個別法で 合意

沿岸域管理計画の内容例 (日本沿岸域学会の2000年アピ

沿岸域総合管理の理念と目的

沿岸域総合管理の範囲 沿岸域総合管理の対象分野 沿岸域総合管理主体の設置

実現までのタイムテー 実現のための課題

沿岸域総合管理計画の内容 具体的な沿岸域管理手段・手法 沿岸域総合管理の財源確保

既存の管理制度等からの移行

沿岸域総合管理の国家レベルの目標 沿岸域総合管理の基本デザイン

沿岸域管理の理念 沿岸域総合管理の目的理念と目的の実現方法

> 見もある。果たしてそうであろうか。こ 失を与えてきた。 理 度では、銀行・証券・保険に分かれた管 複雑化した現代社会では増加傾向にあ うした横断的解決策が必要なケースは が限られた特殊なものであるとする意 域の環境や生態系に多くの不利益と捐 良かった。しかしそれは結果的に、沿岸 管理は開発の効率を高めるには都合が れた区域だけに配慮すればよく、 的とした時代には、特定の機能や限ら 新聞朝刊)。そのためには個別管理の強 (二1000年一0月一八日 に改めるべきとする主張が見られる る。例えば昨今問題になっている金融制 また、一元的な法律や制度は必要性 制度を統合して、利用者中心の管理 り立たない。その点で一元的なル それなくしては「公平な社会」は成 元的な管理ルールが必要である。 化ではなく、誰もが理解可能な一 日本経済 分割

は、私たちの社会にとっての「社 共通資本」となりうる。

全 体ルールから 実現の手段へ

するか、 0 は、沿岸域をどのような状態に 岸域管理法の制定の次に必要な 元的 あるいはどう利用するか ルー ル や制度を担保する

をどう説明するのか。開発を第一の目 かし分割管理や管轄の違いによる基準 制度の差がもたらした沿岸域の荒廃 般的には図二のような内容を含む「総 ベルかで必然的に内容は異なるが、 域管理計画は、国レベルの広域か地域レ 管理計画」の中で示す必要がある。沿岸 れを含む場合もあるが、それは「沿岸域 ある。もちろん沿岸域管理法自体にそ などの目的やゴールを設定することで 合的なマニュアル」だと考えればよい。全

どのような課題があるかなど、具体的

次回は誰が沿岸域を管理するのか、

な解決策の解説を進めたい。

理

の進め方と一

効性のあるものにする。 ど、さまざまの手段を用いて計画を実 実際に管理を進める段階となる。管理 連のことが記載される。 体は、法的な規制や経済的誘導な 次は、その沿岸域管理計画に従って

よりすぐれた管理にレベルアップさせ 管理内容や管理の結果を評価・点検し、 施後のモニタリングである。それよって そして忘れてならないの が、 管理 実

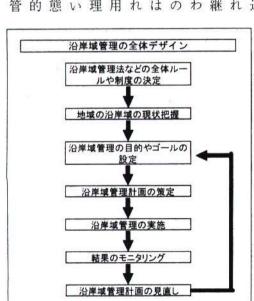
る。

ち持続可能な沿岸域 続できることが、すなわ である(図三)。それが継 管理」と呼ばれている管 は沿岸域の環境や利 なかろうか。また、これ 利用につながるのでは くという点で、保全生 の様子を見ながら、管理 しが、沿岸域管理の流 や森林管理で一順応的 少しずつ修正して 以上のような繰り

で、つまり理念から手段に至るまでの 体的な目的から個別の問題解決策ま

博士(学術)。

院·金沢大学大学院社会環境科学研 James Cook University理学部大学 究科博士課程を修了、現在は金沢工 高知大学農学部栽培漁業学科卒 業大学環境システム工学科助教授 後、石川県水産課に勤務。その間、 敷田麻実(しきだあさみ



沿岸域管理計画の流れ